

建設工事競争入札参加資格申請に係る 「不当要求防止責任者講習」の受講修了書について

令和4年4月
京都府建設交通部

令和5・6年度建設工事入札参加資格審査申請以降の受付に係る「不当要求防止責任者講習」の受講修了書について、以下の点にご注意ください。

- 令和5・6年度建設工事入札参加資格審査申請の定期受付（令和4年11月頃予定）で提出する不当要求防止責任者講習の受講修了書については、受講日が平成30年4月1日から令和4年10月31日までに受講したものが対象となる予定です。
- 令和5・6年度建設工事入札参加資格審査申請の定期受付（令和4年11月頃予定）に向けて、令和4年4月～令和4年10月頃に再受講者の集中が予想されます。
不当要求防止責任者講習は、建設業以外の業種の方も受講をされており、定員になり次第締め切られます。定員オーバー等により、令和4年10月末までに受講修了書が得られない場合は、不当要求防止責任者講習に係る主観点の加点は得られませんので、受講を希望される場合は、十分に余裕を持って申込み・受講をお願いします。
- なお、主観点の加点には受講修了書の写しの提出が必要ですので、受講修了書の保管にご注意ください。

※ 相当数の受講が見込まれますので、申請日（令和4年11月）に近づくほど受講が難しくなります。

受講の申込み・講習日等の詳細については、（公財）京都府暴力追放運動推進センターのホームページ（<http://www.kyoto-boutsui.com/>）をご確認ください。

京都府建設工事競争入札参加資格審査申請の受付については、京都府のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/shimei/index.html>）をご確認ください。